

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

令和4年8月2日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称 オリックス不動産投資法人

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 盛岡南ショッピングセンターサンサ 盛岡市津志田西二丁目17番50号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(4) 変更の年月日

ア 令和3年11月26日

イ 平成27年2月1日、平成29年3月1日、令和3年5月17日、同月19日、同月20日及び令和4年4月25日

(5) 変更の理由

ア 設置者の代表者の変更のため

イ 小売業者の名称、住所及び代表者の変更のため

2 届出年月日 令和4年7月19日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所